所得税の確定申告と村・県民税の申告

期間は、2月16日～3月15日

（ただし、土・日・祝日は受付けできません）

確定申告をしなければならない方が申告しなかったり、誤った申告をすると、不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15％又は10％の加算税が賦課され、更に年利14.6％の延滞税も納めなければならないことになります。

正しい申告と納税を期限内にお済ませください。

所得税・村県民税 どんな人が申告するの

以下の人は、所得税の申告は必要ありませんが、村県民税の申告が必要です。

■営業、農業、その他の事業を営んでいる人。

■不動産（地代や家賃など）や利子、配当などの所得がある人。

■土地や建物などの資産の譲渡によって、平成10年中に所得のあった人。

■給与所得者や年金の受給で平成10年末に年末調整をしなかった人。

■2か所以上から給付を受けていたり、給与所得のほかにも所得のあった人。

村県民税だけの申告が必要な人

■所得税の確定申告をすれば村県民税申告は必要ありませんが、所得税の申告以外の人は村県民税の申告が必要です。

■給与所得者で他の所得が20万円

申告に必要なものは

申告書用紙
○税務署または村から郵送された申告書用紙。

印かん
○所得税の『振替納税』を希望する場合は金融機関の届出印。

源泉徴収票
○給与所得者や公的年金受給者は源泉徴収票（原本）。

白色申告者は収支内訳書
○総収入や必要経費などを記載してある収支内訳書や、帳簿などの書類。

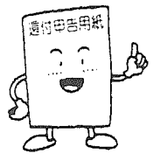

申告書は自分で記載してください

■申告納税制度は『自力記載・自力申告』が本来の目的です。

■申告書は必ず記入して相談会場に来るか、税務署に郵送してください。

■記載に当たってわからないことがありましたら巻税務署、岩室村税務課にご相談ください。

■申告の受付けについては…
巻税務署　総務課　72-2355

■所得税・消費税についてのお尋ねは…
巻税務署
個人課税第一部門　72-2357

■村・県民税についてのお尋ねは…
役場税務課　82-5716

控除のために用意するもの

生命保険料控除
○平成10年中に支払った、生命保険料や個人年金保険料の払込証明書。

損害保険料控除
○平成10年中に支払った、損害保険料の払込証明書。

医療費控除
○平成10年中に医療機関などに支払ったお金の領収書。
☆領収書は事前に個人ごとに分けて集計し、明細書を用意してください。

住宅取得等特別控除
○住宅の登記簿謄本又は抄本
○住民票の写し
○給与所得者は源泉徴収票
○金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
○請負契約書や領収書の写しなど、家屋の取得額を証明する書類。
○増改築の場合は、建築確認通知書の写しまたは建築業者の増改築等工事証明書。

寄付金控除
○平成10年中に支払った、特定寄付金の証明書。

還付金は口座に振込

還付金は、金額の多少に関係なく、確実な『口座振込』をご利用ください。

手続きは、申告書に本人名義の口座名・番号を記入するだけで結構です。

安全で便利な振替納税を

所得税の納税は、便利な『振替納税』をお勧めします。

うっかりミスの納め忘れもなく、納税の証拠も通帳に記載されます。

申告の際に振替依頼書を提出するだけで結構です。希望する人は口座名・番号と金融機関の届出印をご用意ください。

※引き落としの日が窓口納期限より1か月遅くなります。

■**窓口納入期限**　3月15日(月)
■**振替納税日**　4月16日(金)

決算・収支内訳書作成説明会について

青色申告以外の事業経営者で、収支内訳書の作成が難しいと思っている人のために、決算並びに収支内訳書の作成説明会を次の日程で開催します。

①とき　2月3日(水)
午後2時から3時30分まで
②ところ　巻税務署
③持参していただくもの
所得計算のわかる書類
計算器具

消費税の確定申告と納税は正しくお早めに

個人事業者の平成10年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、1月1日から3月31日までとなっています。できるだけ早めにお済ませください。

消費税及び地方消費税の確定申告が必要な人は、次に該当する人（課税事業者）です。

①平成8年中（基準期間）の課税売上高が3千万円を超える事業者。

②平成8年中の課税売上高が3千万円以下の事業者で、「消費税課税事業所選択届出書」を提出している事業者。

〈相談日程は次ページ〉